

成田赤十字病院連携登録医制度に関する要領

（目的）

第1条 成田赤十字病院（以下「当院」という。）は、地域医療機関との機能分化を図るとともに、地域医療機関との密接な連携により、地域住民に対し一貫した最適な医療を提供し、地域医療の充実・発展に資することを目的として、連携登録医制度に関して定める。

（連携登録医）

第2条 連携登録医（以下「登録医」という。）とは、地域のかかりつけ医であり、かつ、当院の医師とともに共同して診療を行う医師・歯科医師（以下「医師等」という。）で、当院の登録医制度に登録した医師等をいう。

（登録等）

第3条 登録を希望する地域医療機関の医師等は、登録医申請書（様式第1号）により当院に申請する。

2 前項の申請があった医師等について、院長が認めたときは、登録医名簿に登載し、登録医とする。

3 登録医には登録医証（様式第2号）を発行し、院内に診療所名等を掲示するとともに、当院ホームページなどで広報する。

4 登録期間は、申請のあった日の属する年度末までとする。登録医、当院の双方から申立がない場合は、1年間延長するものとし、以後同様とする。

5 登録医は、登録内容に変更が生じた場合は、その都度当院に届出るものとし、辞退したい場合には速やかに当院に届出るものとする。

6 登録医として不適当と当院が判断した場合には、登録医を取り消すことができる。

7 登録に関しての費用は要しない。

（登録医の来院等）

第4条 登録医の来院時間は、原則として開院日の午前8時30分から午後5時までとする。

2 登録医は、来院したら地域医療連携を主管する部署（以下「連携担当課」という。）に用意してある訪問記録簿に必要事項を記入し、登録医を称する名札の貸出しを受け、着用する。白衣の着用は自由とし、白衣の貸出しを受けることができる。

3 登録医は、院内において院内諸規定を遵守する。

4 駐車場を利用した場合は、連携担当課または警備室へ申し出て駐車料

金の免除の手続きを受けることができる。

(当院の役割)

第5条 当院は、登録医から紹介があった患者については、可能な限り速やかに受け入れるよう努めなければならない。

2 当院は、紹介を受けた患者についての情報を、登録医に対し速やかに返信するよう努めなければならない。

3 当院は、登録医に対し診療情報の提供に努めなければならない。

(登録医の役割)

第6条 登録医は、紹介患者のためにできる限りの患者情報を提供し、最適な医療が行われるよう努めなければならない。

(共同利用等)

第7条 登録医は、委託により当院の高額医療機器を利用できる。

2 登録医は、別に定める共同利用病床の運用に関する要領に基づき共同診療病床を利用できる。

3 登録医は、当該登録医による紹介患者について、病状、治療方針、経過等について当院主治医（以下「主治医」という。）の説明を受け、主治医の同席のもとに診療録を閲覧できる。

4 登録医は、当該登録医による紹介患者の診察、手術などの診療行為を主治医と共同して行うことができる。

5 登録医は、当院医師と共同研究および共同発表を行うことができる。

6 登録医は、当院の図書室を利用できる。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項および疑義が生じた事項については、院長と登録医が協議する。

附則

この要領は平成30年6月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要領は令和5年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。